

局

業

企

県土整備委員会説明資料

平成25年9月定例会

目

次

- I 提出予定案件 1
- 1 平成24年度徳島県電気事業会計剰余金の処分及び決算の認定について 1
- 2 平成24年度徳島県工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について 1
- 3 平成24年度徳島県土地造成事業会計剰余金の処分及び決算の認定について 1
- 4 平成24年度徳島県駐車場事業会計剰余金の処分及び決算の認定について 1
- 5 平成24年度決算に係る資金不足比率の報告について 2

I 提出予定案件

- 1 平成24年度徳島県電気事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
平成24年度徳島県電気事業会計の剰余金を地方公営企業法第32条第2項の規定により処分し、平成24年度徳島県電気事業会計の決算を同法第30条第4項の規定により監査委員の意見を付けて、議会の議決及び認定を受けるものである。
- 2 平成24年度徳島県工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
平成24年度徳島県工業用水道事業会計の剰余金を地方公営企業法第32条第2項の規定により処分し、平成24年度徳島県工業用水道事業会計の決算を同法第30条第4項の規定により監査委員の意見を付けて、議会の議決及び認定を受けるものである。
- 3 平成24年度徳島県土地造成事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
平成24年度徳島県土地造成事業会計の剰余金を地方公営企業法第32条第2項の規定により処分し、平成24年度徳島県土地造成事業会計の決算を同法第30条第4項の規定により監査委員の意見を付けて、議会の議決及び認定を受けるものである。
- 4 平成24年度徳島県駐車場事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
平成24年度徳島県駐車場事業会計の剰余金を地方公営企業法第32条第2項の規定により処分し、平成24年度徳島県駐車場事業会計の決算を同法第30条第4項の規定により監査委員の意見を付けて、議会の議決及び認定を受けるものである。

5 平成24年度決算に係る資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成24年度決算に係る資金不足比率を別冊監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

会計名	資金不足比率%
徳島県電気事業会計	—
徳島県工業用水道事業会計	—
徳島県土地造成事業会計	—
徳島県駐車場事業会計	—

(備考) 資金不足額がないため、「—」と記載した。

号 日 6 1 0 1 1 0
監 第 年 2 9 2 0 0 月
德 5 2 平 成

徳 島 県 知 事 飯 泉 嘉 門

島 県 監 査 委 员 殿
徳 同 同 同 同

二道仁二治
正廣孝祐泰
村 若 本
西川原丸岸

成 査 2 4 年 に つ つ 度 決 算 に 係 る 德 島 県 健 全 化 判 断 比 率 及 び 資 金 不 足 比 率 の
平 番

地 さ 金 付 資 方 れ 不 公 た 足 健 全 率 体 化 に 通 じ て 財 斷 い 判 つ の 率 及 び 健 全 と 同 じ に 法 お こ す 2 意 第 1 提 出 第 3 項 ま で の 基 番 づ い て 付 さ れ た

資金不足比率審査意見書

- 第1 審査の対象 提出項目を記載した成2,4年度決算に係る実施金額不足。
- 第2 審査の手続 はつき明に聽入れて定説考慮に基づく算定の結果に正か結論するに適員の審査が職査率係検査は今後も引き続き実施に既し。
- 第3 審査の意見 資金不足比率認めた正経営も當健全化基準を達成されたい。
- （注）資金不足比率は、資金不足額がないため、「一」と記載した。

会計名	平成24年度	経営健全化基準
	%	%
徳島県流域下水道事業特別会計	—	20
徳島県港湾等整備事業特別会計	—	20
徳島県病院事業会計	—	20
徳島県電気事業会計	—	20
徳島県工業用水道事業会計	—	20
徳島県土地造成事業会計	—	20
徳島県駐車場事業会計	—	20